

安中市空き家バンク 登録物件リフォーム等 補助金申請のご案内



令和7年度版
安中市

安中市役所 まちづくり部 建築住宅課 住宅政策係

安中市安中一丁目23-13（本庁舎1階）

電話 027-382-1111（代）内線1253

1. 補助金の概要

この補助金は、安中市空き家バンクに登録されている空き家について、リフォーム工事や家財処分を行う場合、その費用の一部を補助するものです。

2. 補助金の対象者

下記要件のすべてに該当する方

- (1) 登録空き家の売買又は賃貸借の契約が締結していること（リフォーム工事のみ）
- (2) 安中市空き家バンクに登録されている未成約物件の所有者であること（家財処分のみ）
- (3) 契約の相手が3親等以内の親族でないこと（リフォーム工事のみ）
- (4) 法人でないこと
- (5) 市税の滞納をしていないこと
- (6) 暴力団員やその関係者でないこと
- (7) 過去にこの補助金を受けていないこと（補助金はそれぞれ1回のみ）

空き家を「買う人・借りる人」または登録する人については、以下の誓約が必要です。

- ・ 市内に住んでいる人
→ 登録空き家に転居して、5年以上の生活基盤を置くこと
- ・ 市外から転入する人
→ 安中市に住民登録し、5年以上の生活基盤を置くこと
- ・ 家財処分を利用する人
→ 空き家バンクに2年以上継続して登録する意思があること

3. 補助金の種類

補助金の内容については、リフォーム工事と家財処分の2種類あります。登録者は家財処分、購入者はリフォーム工事のみ利用できます。なお、賃貸借契約の場合には、登録者がリフォーム工事も利用することができます。

| 補助金の種類 | 必要な要件 |
|---------|--|
| リフォーム工事 | (1) 市内の事業者による施工であること (2) 建物の居住部分に対する工事であること (3) 建築基準法その他の法令に違反しない工事であること |
| 家財処分 | (1) 居住部分に残置された家具や食器などを片付ける場合 (2) 碓氷川クリーンセンターに自己搬入する場合、もしくは市内の収集運搬許可事業者へ依頼する場合 (3) 片付けにかかる費用が5万円以上であること ※ テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機（乾燥機）・エアコンにかかる家電リサイクル料は補助対象外となります。 |

市内の収集運搬許可事業者一覧

| 許可事業者名 | 電話番号 | 許可事業者名 | 電話番号 |
|----------------|--------------|-------------|--------------|
| (有)安中ハイチーン | 027-381-3319 | (株)ヤマハチクボニワ | 027-381-0435 |
| 碓氷清掃サービス(株) | 027-381-3313 | (株)若松工業 | 027-381-8168 |
| 白井商店 | 027-385-7790 | (株)群成舎 | 027-380-2240 |
| (有)松井田総合衛生センター | 027-393-1966 | | |

令和7年4月1日現在

4. 補助金額

(1) 工事等にかかった費用の2分の1 ※千円未満は切り捨て

(2) 補助金額の上限

① リフォーム工事 20万円

② 若者加算 20万円(令和6年4月24日以降に成約した物件が対象)

※加算該当条件

購入者またはその配偶者(事実婚・パートナーシップ宣誓者含む)が、40歳未満の場合に該当になります。(購入者の申請のみ)

③ 家財処分 10万円(5万円以上かかった場合)

※家財処分には若者加算は該当しません。

5. 申請方法

必ず **工事等着手前** に、下記書類を提出してください。
既に着手している場合は補助金の対象外となります。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 見積書の写し(碓氷川クリーンセンターに自己搬入する場合を除く)
- (3) 工事等の着手前の現場写真(様式第2号)
- (4) 誓約書(様式第3号)
- (5) 同意書(様式第4号) ※共有者等がある場合のみ必要
- (6) 登録空き家の売買や賃貸借に係る契約書の写し(リフォーム工事のみ)
- (7) 若者加算の要件に該当することを証明する書類(若者加算該当の場合に限る。)

6. 申請できる期間

補助金を申請できる期間は、**バンク登録日(家財処分)または売買等契約を行った日(リフォーム工事)から起算して2年間**(賃貸借契約の場合は、初回のみが対象)です。ただし、申請した年度内に工事等を完了することが条件となります。

7. 補助事業の変更・中止

申請内容の変更や中止をする場合は、下記を提出してください。

- (1) 変更（中止）申請書（様式第7号）
- (2) 変更（中止）の内容が分かる書類（変更契約書など）

追加工事等で工事費用等が増額しても、**当初申請額からの増額はできません。**

8. 工事等の完了

申請した年度内（3月末日まで）に、工事等を完了してください。工事等が完了したら、下記の書類を提出していただきます。工事等完了日から起算して**30日以内**か、**年度末（3月末日）**のどちらか早い日が提出期限となります。

| 区分 | 提出書類 |
|---------------------|---|
| リフォーム工事 | (1) 実績報告書（様式第9号） |
| 家財処分を事業者 に依頼した場合 | (2) 領収書と内訳明細書の写し (3) 完了後の現場の写真（様式第10号） |
| 家財処分を自分で 行った場合 | (1) 実績報告書（様式第9号） (2) 碓氷川クリーンセンターの納入通知書と計量票の写し (3) 完了後の現場の写真（様式第10号） |

9. 補助金の請求

実績報告書等の提出後、市で審査を行います。審査後、「補助金額確定通知書」をお送りしますので、通知書が届きましたら「補助金請求書（様式第12号）」を提出してください。請求書に不備がなければ、約30日後の振込となります。

振込先は、申請者ご本人の口座に限ります。通帳等の口座名義人及び口座番号を確認できる書類を添付してください。

10. 補助金の取消・返還

下記に該当した場合、交付決定を取り消し、さらに補助金の返還を求めます。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) **2. 補助金の対象者** に掲げる要件に該当しなくなったとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

11. 注意点

- (1) 補助金の交付の審査に必要な場合は、現地調査を行います。
- (2) 提出した書類は返却いたしません。必要な場合はコピーを残してください。
- (3) 市では、市内事業者の紹介や斡旋は行いません。
- (4) 工事等に関わるトラブルについて、市は一切関与しません。